

介護サービス事業者
自主点検表
(平成19年4月版)

訪問入浴介護
及び
介護予防訪問入浴介護

事業者番号

事業所の名称

事業所の所在地
(電話番号)

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日 平成 年 月 日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

入所者及び利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

(1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

(2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。

(3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。

(4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を で囲ってください。

(5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

(6) この自主点検表は訪問入浴介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防訪問入浴介護についても訪問入浴介護の運営基準等に準じて（訪問入浴介護を介護予防訪問入浴介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、**太枠で囲われ、太字・ゴシック体**で書かれた部分については介護予防訪問入浴介護事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防訪問入浴介護事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（介護予防訪問入浴介護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください）

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- | | |
|-----------------|---|
| ・「法」 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| ・「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号） |
| ・「平11厚令37」 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成11年厚生労働省令第37号） |
| ・「平11老企25」 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
（平成11年9月17日：厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「平12厚告19」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号） |
| ・「平12老企36」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日：厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「平18厚令35」 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省令第35号） |
| ・「平18厚告127」 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号） |
| ・「平18-0317001号」 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老人保健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） |

介護サービス提供事業者自主点検表「目次」

第 1	基本方針	-----	1
第 2	人員に関する基準	-----	1
第 3	設備に関する基準	-----	2
第 4	運営に関する基準	-----	2
第 5	変更の届出等	-----	1 4
第 6	介護給付費の算定及び取扱い	-----	1 5
第 7	その他	-----	1 7

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第1 基本方針	<p>指定訪問入浴介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>介護予防訪問入浴介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> </div>	<p>法 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 44 条</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法 115 の 3 第 1 項 平 18 厚令 35 第 46 条</p> </div>
第2 人員に関する基準 1 従業者	<p>(1) 事業者ごとに看護職員（看護師、准看護師）を 1 名以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>(2) 介護職員を 2 名以上配置していますか。 いる ・ いない</p> <p>(3) 看護職員、介護職員のうち 1 名以上は常勤を配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 45 条の 1</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 1 (1)</p>
2 介護予防訪問入浴介護事業の人員基準	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護事業と指定訪問入浴介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、訪問入浴介護事業における看護職員等の基準(上記(1)から(3))を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>平18厚令35第47条第3項</p>
3 管理者	<p>事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。但し、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができる。 ア 当該事業所で訪問入浴従業者として職務に従事する場合 イ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合</p> </div> <p>・常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 46 条</p> <p>準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 1(3)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備及び備品等</p>	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 利用申込の受付、相談等に対応するために適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するための必要なスペースを確保すること。</p> <p>* 同一事業所で他の事業を行う場合、業務に支障がない場合は訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>* 訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要がある。</p> <p>* 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。</p> <p>* 但し、事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</p> </div> <p>(1) 必要な広さの専用の区画を設けていますか。 いる ・ いない</p> <p>(2) 必要な設備・備品が備えられていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第47条の1</p> <p>平11老企25第3の2の2(2)</p> <p>平11老企25第3の2の2(1)</p> <p>平11老企25第3の2の2(3)</p>
<p>2 介護予防訪問入浴介護事業の設備基準</p>	<p>指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問入浴介護事業者における設備及び備品等の基準(上記(1)及び(2))を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護事業者における当該基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>平18厚令35第49条第2項</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容・手続きの説明及び同意</p>	<p>サービス提供開始に際し、利用者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項書面は適切な内容となっていますか。 いる ・ いない ・説明書やパンフレットを準備していますか。 いる ・ いない ・サービス提供開始についての同意は得ていますか。 いる ・ いない ・開始についての同意は書面によって得ていますか。 いる ・ いない 	<p>平11厚令37第54条準用(第8条)</p> <p>準用(平11老企25第三の1の3(1))</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>* サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等である。</p> <p>ア 運営規定の概要 イ 訪問入浴介護員の勤務の体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等</p> <p>* わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。</p> <p>* 同意は利用者及び訪問入浴介護事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましい。</p>	
2 提供拒否の禁止	<p>・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 いない ・ いる</p> <p>* 特に、要介護度、所得の多寡及び疾病を理由に拒否してはならない。</p> <p>* サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 9 条)</p> <p>準用 (平 11 老 企 25 第三の一の 3(2))</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問入浴介護事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 10 条) 準用 (平 11 老 企 25 第 3 の一の 3(3))</p>
4 受給資格等の確認	<p>(1) サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間の確認を行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>(2) 被保険者証に認定審査会の意見の記載がある場合には、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 11 条) 準用 (平 11 老 企 25 第 3 の一の 3(4)) 法第 73 条第 2 項</p>
5 要介護認定等の申請に係る援助	<p>(1) 要介護認定等の申請が行われていない場合には、利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>(2) 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する 30 日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 12 条)</p> <p>準用 (平 11 老 企 25 第 3 の一の 3(5))</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
6 心身の状況等の把握	<p>サービス提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 13 条）
7 居宅介護支援事業者との連携	<p>(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他のサービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>(2) サービス提供の終了に際しては、利用者又は、その家族に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及びその他のサービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 14 条）
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受け取ることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者の情報を提供する等、利用申込者が法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理受領サービスの要件について説明を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> ・ 法定代理受領を受けるために必要な援助を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> 	平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 15 条） 準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 (6)）
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。</p> <p>サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 16 条）
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理人受領として利用する場合には、支給限度内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行わなければならない。</p> </div> <p>サービス変更のために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 17 条） 準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 (7)）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 1 身分を証する書類の携行	<p>訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 身分を証する書類とは、身分を明らかにする証書や名札等である。</p> <p>* 当該証書等は、当該事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名が記載されていること。訪問入浴介護従業者の職能を記載するものとし、写真の貼付を行うことが望ましい。</p> </div> <p>・訪問入浴介護従業者は、身分を証する書類を携行していますか。 いる ・ いない</p> <p>・管理者は、身分を証する書類の携行及び提示について指導していますか。 いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 18 条）</p> <p>準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 (8)）</p>
1 2 サービス提供の記録	<p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、費用その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面（居宅サービス計画の書面又はサービス利用票）に記載していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 記載すべき事項</p> <p>ア サービスの提供日</p> <p>イ 内容</p> <p>ウ 保険給付の額</p> <p>エ その他必要な事項</p> </div> <p>(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 19 条）</p> <p>準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 (10)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 3 利用料等の受領	<p>(1) 法定代理受領サービスに該当する訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費額又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 48 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3(1)</p>
	<p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。</p> </div>	<p>準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(10))</p>
	<p>(3) (1)、(2)の額の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。</p> <p>ア 利用者の選択により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴介護を行う場合の交通費</p> <p>イ 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用</p> <p>費用の額の受領を行う場合適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。</p> </div>	<p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3 の(1)</p>
	<p>(4) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>(5) 訪問入浴介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収書を交付していますか。また、当該訪問入浴に係る費用及びその他の費用の額について、個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第 41 条第 8 項 施行規則第 65 条</p>
1 4 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 21 条)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
15 訪問入浴介護の基本的取扱方針	<p>(1) 訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて適切にサービスを提供していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 埼玉県が作成した評価基準による評価を行い、改善を図っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 49 条</p> <p>法 73 条 1 項</p>
16 訪問入浴介護の具体的取扱方針	<p>(1) 訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は利用者の希望により「清拭」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施する等、適切なサービス提供に努めること。</p> </div> <p>(2) 訪問入浴介護にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 提供方法等とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点を含むものであること。</p> </div> <p>(3) 訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(4) 下記の場合を除き、1回の訪問につき、看護職員1名及び介護職員2名をもって行き、うち1名を当該サービスの提供責任者としていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることできる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 「サービス提供の責任者」は、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し、作業手順等適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービスの提供を受けられるように配慮すること。</p> <p>* 「主治の医師の意見の確認」については、利用者又はその家族の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治の医師に確認するものとし、併せて次に確認すべき時期についても確認する。</p> </div>	<p>平 11 厚令 37 第 50 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3 の (2)</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3 の (2)</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3 の (2)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>(5) 訪問入浴の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して、安全及び清潔の保持に留意し、特に、利用者の身体に接触する設備・器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 訪問入浴の提供に用いる設備・器具その他の用品の安全衛生については、次の点に留意すること。</p> <p>ア 浴槽等利用者の身体に直に接触する設備・器具類は利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。</p> <p>イ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか、個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p> <p>ウ 消毒方法についてはマニュアルを作成する等、当該従業者に周知させること。</p> </div>	<p>平 11 厚令 37 第 50 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3 の (2)</p>
17 利用者に関する市町村への通知	<p>(1) 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるときには、遅滞なく意見を付して市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>(2) 利用者が偽り又は不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく意見を付して市町村に通知しなければならない。</p> <p>上記の場合、市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 26 条)</p>
18 緊急時等の対応	<p>現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、主治の医師又は予め当該事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 協力医療機関については、通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間で予め必要な事項を取り決めておくこと。</p> </div>	<p>平 11 厚令 37 第 51 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3(3)</p>
19 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>(2) 管理者は、当該事業所の従業者に当規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平 11 厚令 37 号第 52 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の二の 3(4)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
20 運営規定	<p>事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下、「運営規定」という。）が定められていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 運営規程には、次の事項を定めるものとする。 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務内容 営業日及び営業時間 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 通常の事業の実施地域 サービスの利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 その他運営に関する重要事項</p> <p>* の「利用料」には法定代理受領サービスである訪問入浴介護事業に係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。</p> <p>* の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。</p> <p>* の「サービス利用に当たっての留意事項」は利用者が当該サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指すものであること。</p> </div>	<p>平 11 厚令 37 号第 53 条</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(5)</p> <p>準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3(17)）</p>
21 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>・ 月ごとの勤務表を作成していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>・ 訪問入浴介護従業者について、勤務の体制を定めていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(2) 当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>* 当該事業所の従業者たる訪問入浴介護従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指すものであること。</p> </div> <p>(3) 訪問入浴介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 30 条）</p> <p>準用（平 11 老企 25 第 3 の二の 3 の(19)）</p> <p>準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(19)）</p> <p>準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(19)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 2 衛生管理等	<p>(1) 訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、又、訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品を備える等、対策を講じる必要がある。</p> </div>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 31 条)</p> <p>準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3 (20))</p>
2 3 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 32 条)</p>
2 4 秘密保持等	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するための必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じるべきものとする。</p> </div> <p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、予め文書による同意を得ていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものである。</p> </div> <p>(4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div></p>	<p>平 11 厚令 37 第 54 条 準用 (第 33 条)</p> <p>準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(21))</p> <p>準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(21))</p> <p>準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(21))</p> <p>個人情報の保護に関する法律 (平 15 年法律第 57 号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン (平 16.12.24 厚労省)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p>	
25 広告	<p>事業所について広告をする場合においては、運営規定等と比較して、広告内容に虚偽、誇大な表現がありませんか。</p> <p style="text-align: center;">ない ・ ある</p>	平 11 厚令 37 第 54 条 準用（第 34 条）
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>・ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、特定の事業者を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	平 11 厚令 37 第 54 条 （準用第 35 条） 準用（平 11 老 企 25 第 3 の一の 3(22)）
27 苦情処理	<p>(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、サービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること等です。</p> </div> <p>(2) 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平 11 厚令 37 第 54 条（準用第 36 条） 準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(23)） 準用（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(23)）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>(3) 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(4) 提供したサービスに対する市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、上記(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>準用（平11老企25第3の1の3の(23)）</p>
<p>28 事故発生時の対応</p>	<p>(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法を予め定めておくことが望ましい。 * 事故が発生した場合、その原因を解明し、その再発生を防ぐための対策を講じること。</p> </div> <p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その原因を解明し、損害賠償を速やかに行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>* 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入、又は賠償資力を有することが望ましい。</p> </div>	<p>平11厚令37第54条 準用（第37条）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3の(24)）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3の(24)）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3の(24)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
29 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 いる ・ いない	平11厚令37第54条 準用(第38条) 準用(平11老企25第3の一の3(25))
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われていますか。 いる ・ いない	平13老振18
30 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 いる ・ いない	平11厚令37第53条の2
	(2) 利用者に対するサービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 いる ・ いない 基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 基準第26条に規定する市町村への通知に係る記録 基準第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録 基準第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針	(1) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の介護予防に質するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 いる ・ いない	平18厚令35第56条第1項
	(2) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らがその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 いる ・ いない	平18厚令35第56条第2項
	(3) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態ならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたっていますか。 いる ・ いない	平18厚令35第56条第3項 平11老企25第4の三の2(1)
	(4) 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービス提供を行わないよう配慮していますか。 いる ・ いない	平18厚令35第56条第4項 平11老企25第4の三の2(1)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針	<p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚令35第57条第1項
	<p>(2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚令35第57条第2項 平11老企25第4の三の2(1)
	<p>(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚令35第57条第3項
	<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービス提供の責任者としていますか。(ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。)</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚令35第57条第4項 平11老企25第4の三の2(1)
	<p>(5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒した者を使用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚令35第57条第5項 平11老企25第4の三の2(1)
第5 変更の届出等	<p>事業者の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事（福祉保健総合センター）に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 「その他厚生労働省令で定める事項」とは次に掲げる事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該訪問入浴介護事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要</p> </div>	法第75条 施行規則131条（規則116条参照）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	オ 事業所の管理者の氏名、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ク 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項 ケ 役員の氏名、生年月日及び住所	
第6 介護給付費の算定及び取扱い 1 訪問入浴費の算定	看護職員1人及び介護職員2人が指定訪問入浴を行った場合に算定していますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 人員算定上、看護職員を介護職員として数えることができる。例えば、3人の職員のうち2人が看護職員であっても差し支えない。 </div> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平12厚告19別表第2注1 平12老企第36第二-3-(1)
2 介護職員3人で訪問入浴介護を行った場合	利用者の身体の状況等に支障がないと認められる場合、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員3人が指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 (上記の場合であって、3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。) <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平12厚告19別表第2注2 平12老企第36第二-3-(2)
3 清拭・部分浴	利用者の心身の状況から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により、清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平12厚告19別表第2注3 平12老企第36第二-3-(3)
4 特別地域加算	下記の地域に所在する指定訪問入浴介護事業所(サテライト事業所の場合を含む)の訪問入浴介護員従業者が指定訪問入浴介護を行った場合、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>* 特別地域加算対象地域 飯能市(名栗)、ときがわ町(大柵)、秩父市(浦山、上吉田、大滝)、横瀬町(芦ヶ久保)、皆野町(金沢、日野沢)、小鹿野町(三田川、倉尾、両神)、本庄市(本泉)、神川町(矢納)</p> </div>	平12厚告19別表第2注4

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
5 サービス種類相互の算定	<p>利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平 12 厚告 19 別表第 2 注 5
6 地域区分乙地における 1 単位の割合	<p>下記の地域に所在する事業所が指定訪問介護を行った場合の訪問介護費の額は、1 単位×10 円×1000 分の 1018 で算出していますか。(1 円未満切り捨て)</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 地域区分乙地 川越市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町</p> </div>	平 12 厚告 19 平 12 厚告 22
<p>介護予防訪問入浴介護費の算定及び取扱い</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費の算定</p>	<p>看護職員 1 人及び介護職員 1 人が介護予防訪問入浴介護を行った場合に算定していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>人員基準上、看護職員を介護職員として数えることができる。例えば、派遣する職員が 2 人とも看護職員であっても差し支えない。</p> </div> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平 18 厚告 127 別表 - 2 注 1 平 18-0317001 号 別紙 1 第二の 3(1)
2 介護職員 2 人で行った場合	<p>利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、事業所の介護職員 2 人が介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定していますか。(上記の場合で、2 人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定する。)</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平 18 厚告 127 別表 - 2 注 2 平 18-0317001 号 別紙 1 第二の 3(2)
3 清拭・部分浴	<p>利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施したときは、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平 18 厚告 127 別表 - 2 注 3 平 18-0317001 号 別紙 1 第二の 3(3)
4 サービス種類相互の算定	<p>利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問入浴介護費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平 18 厚告 127 別表 - 2 注 5

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
第7 その他 1 ワムネットの活用	<p>(1) 福祉保健医療情報ネットワークシステム(ワムネット)を活用していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。 * ワムネットの利用登録は、ホームページ上で行います。 (URL) http://www.wam.go.jp/</p> </div> <p>(2) 自己評価結果(本自主点検表第4-15-(2))をワムネット上で公開していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県では、自己評価結果をワムネット上で公開するためのシステムを用意しています。ワムネットの利用登録をすれば利用できます。(無料)(アクセス方法) ・ワムネットトップページ 会員入口 ログイン 都道府県情報 評価情報提供システム</p> </div>	
2 サービス利用前の健康診断書の提出	<p>(1) サービス利用前に利用者に対して、健康診断書を提出するように求めていますか。 いない ・ いる</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>- 健康診断書の提出を求めている場合、理由及び主な項目 -</p> </div> <p>(2) 健康診断書にかかる費用の負担について、利用申込者と協議していますか。 いる ・ いない</p> <p>(3) 利用申込者が健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。 いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>訪問入浴介護サービスは、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えない。 しかし、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても、健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については、利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。 なお、健康診断書の提出に利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p> </div>	<p>平成 12 年 11 月 16 日 全国介護保険担当課長会議資料 「運営基準等に係る Q & A」</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。 いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>平成18年度から対象になったサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・通所介護 ・ 特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与 ・ 居宅介護支援・介護老人福祉施設・介護老人保健施設 <p>平成19年度から対象になったサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問リハビリテーション ・ 通所リハビリテーション ・ 介護療養型医療施設 <p>前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下のサービスは対象外。</p> <p>新規事業所は、基本情報のみ報告</p> </div> <p>報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。 いる ・ いない</p>	<p>法第115条の29第1項</p> <p>施行規則第140条の29</p> <p>施行規則第140条の30</p> <p>施行規則第140条の31</p>